

経営委員会規程を次のように制定する。

平成31年規程第 号
平成31年 3 月 日制定
経営委員会

経営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）第5条の6第3項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に置かれた経営委員会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(経営委員会の権限等)

第2条 次に掲げる事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

- (1) 業務方法書の変更
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条第1項に規定する中期計画及び通則法第31条第1項に規定する年度計画の作成又は変更
- (3) 通則法第32条第2項に規定する報告書の作成
- (4) 財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他会計に関する重要事項
- (5) 会計規程の変更
- (6) 役員報酬等の支給の基準及び職員給与等の支給の基準の策定または変更
- (7) 制裁規程の変更
- (8) 業務概況書及び法第26条第2項に規定する書類の作成
- (9) 監査委員会の職務の執行のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項
- (10) 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項
- (11) 組織及び定員に関する重要事項（前2号に掲げるものを除く。）
- (12) 厚生年金保険法第79条の5第1項に規定する積立金の資産の構成の目標及び同法第79条の6第1項に規定する管理運用の方針の策定または変更
- (13) 厚生年金保険法第79条の8第1項に規定する業務概況書の作成
- (14) 法第5条の6第3項に規定する経営委員会の運営に関し必要な事項
- (15) 法第5条の9第2項に規定する監査委員会による監視に関する事項
- (16) 法第7条の2第7項の規定による管理運用業務担当理事の任命及び法第10条第2項の規定による管理運用業務担当理事の解任の同意
- (17) 法第7条の2第8項の規定による理事（管理運用業務担当理事を除く。）の任命及び法第10条第3項の規定による理事（管理運用業務担当理事を除く。）の解任の同意
- (18) 法第10条第4項の規定による理事長に対する欠格事由の認定に関する事項
- (19) 法第10条第5項の規定による理事に対する欠格事由の認定に関する事項

(20) 別表に定める事項

(21) その他経営委員会が特に必要と認める事項

- 2 経営委員会は、役員職務の執行を監督する。
- 3 経営委員会は、前項に掲げる業務のうち、理事長又は理事による年金積立金の管理及び運用に関する業務（以下「管理運用業務」という。）の実施状況の監視については、経営委員会が必要と認めるときを除き、監査委員会に行わせる。
- 4 経営委員会は、必要があると認めるときは、監査委員会に対し、前項に規定する監視の結果について定期かつ随時に報告を求める。
- 5 経営委員会は、前項第18号に基づき理事長が欠格事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 6 経営委員会は、前項第19号に基づき理事が欠格事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができる。

(経営委員会への付議事項等)

第2条の2 理事長は、前条第1項各号の事項につき、経営企画会議（ただし、投資委員会の審議事項を除く。）又は投資委員会の議決を経て経営委員会に付議するものとし、経営委員会は、その内容につき審議し、必要に応じて修正のうえ議決するものとする。

(経営委員会への報告)

- 第2条の3 理事長は、少なくとも四半期に一度、経営委員会に対して、業務執行全般に関する重要事項について報告をしなければならない。
- 2 理事長は、組織規程第2条の5の規定によらないで職務を執行しようとし、又は執行したときは、前項の規定にかかわらず、速やかに、その旨及び理由を経営委員会に報告しなければならない。
 - 3 理事長は、管理運用法人に著しい損害を及ぼすおそれのある重要なリスクが発生した場合には、第1項の規定にかかわらず、速やかに、その概要並びに講じた是正措置及び再発防止策等について経営委員会に報告するものとする。

(委員長)

第3条 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

- 2 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかななければならない。

(招集)

第4条 経営委員会は、委員長（委員長に事故がある場合には前条第2項に規定する委員長の職務を代理する者。以下同じ。）が招集する。

- 2 委員長は、経営委員会を、原則として、1月に1回招集するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。
- 4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の1以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対してその招集を請求したときは、経営委員会を招集しなければならない。

- 5 委員長は、経営委員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員及び理事長に対して通知しなければならない。

(議事)

- 第5条 経営委員会は、委員長が出席（電話、テレビなどの双方で通信可能な通信手段による会議への出席を含む。以下同じ。）し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 3 前2項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあつて、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。
- 4 経営委員会は、法第5条の3第1項第1号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に経営委員会の会議への出席を求めるものとする。

(会議の非公開)

- 第6条 経営委員会の会議は、これを公開しない。

(議事概要)

- 第7条 経営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所（当該場所に存しない者が会議に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項
- 2 議事概要は、会議に出席した委員長及び委員並びに理事長による署名又は記名押印を得て作成する。
- 3 前項の議事概要は、経営委員会の承認を得て公表する。

(議事録)

- 第8条 経営委員会の議事録は、「経営委員会議事録作成及び公表規程」で定めるところにより、作成及び公表を行う。

(金融事業者からの寄付等の報告等)

- 第9条 委員長及び委員並びに理事長は、倫理規程（平成18年規程第15号）第15条の定めによる報告を行うほか、就任時又は毎年1回定期的に、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）に関する次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて経営委員会に報告するものとする。
- (1) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における同一の金融事業者からの、個

人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について

(2) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの寄付の有無について

(3) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について

2 委員長又は特定の委員若しくは理事長と金融事業者との関係性から、審議の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある場合には、経営委員会は必要な措置を講ずるものとする。

(規程の制定、変更及び改廃)

第10条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、経営委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第12条 経営委員会に関する庶務は、経営委員会事務室において行う。

(決裁等)

第12条の2 前条に関し必要な決裁等の取扱いは第11条に基づき、委員長が別に定める。

別表（第2条第1項関係）

1	投資原則及び行動規範の変更
2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項
3	第9条第2項に規定する措置に関する事項
4	役員がGPIFと利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）
5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項
6	規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める規程に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

【報告書様式】

平成 年 月 日

金融事業者からの研究助成等に関する報告書

(氏名) _____ 印

- ① 直近1年間における同一の金融事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について

該当の有無	金融事業者の名称	受領年度
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度

- ② 直近1年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの寄付の有無について

該当の有無	金融事業者の名称	受領年度	研究テーマ名	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度			

※報告者以外の研究室等所属者個人の研究充ての奨学寄附金は対象外です。

- ③ 直近1年間における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について

該当の有無	金融事業者の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 共同研究			

※国の研究の一部として行われる研究事業は対象外です。

注1 様式内に収まらない場合には、各欄を追加又は別葉にご記載願います。

注2 「金融事業者」とは、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者をいいます（経営委員会規程第9条第1項に規定）。

注3 経営委員会の委員長又は委員若しくは理事長に新たに就任した場合又は初めて本報告書を報告する場合には、「直近1年間」を「直近3年間」と読み替えるものとします。

経営委員会議事録作成及び公表規程を次のように制定する。

平成31年規程第 号
平成31年 3月 日制定
経営委員会

経営委員会議事録作成及び公表規程

(目的)

第1条 経営委員会規程第8条に定める議事録（以下「議事録」という。）の作成及び公表については、本規程に定めるところによる。

(記録)

第2条 議事録は、発言者名を明記の上、原則として逐語で記録する。

- 2 案件に係る議論と関係のない発言は、記録の対象としない。
- 3 聴取不能な部分は、事後に発言者に確認の上、記録する。

(記録の訂正、加筆等)

第3条 話し言葉特有の表現、同じ語句の無用な繰返し、冗長な言回し、明らかな誤り等は、発言の趣旨をそこなわない範囲で、表現を変更することができる。また、不足している語句については、発言者に確認の上、訂正、加筆を行うことができる。

- 2 議事録は、次の各号に掲げる非公表とすべき情報（以下「非公表情報」という。）が含まれる箇所を除くものとする。
 - (1) 個人に関する情報（「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号に掲げる情報）
 - (2) 法人に関する情報（情報公開法第5条第2号に掲げる情報）
 - (3) 公にすることにより、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるなど、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（情報公開法第5条第4号に掲げる情報）
- 3 前項の規定により非公表情報を除く場合には、非公表情報に相当する箇所または当該箇所を含む発言全体を削除する方法により行う。

(議事録の承認)

第4条 議事録は、経営委員会の承認を得て作成するものとする。

(公表頻度)

第5条 議事録は、各委員会の開催日から起算して7年を経過した後に四半期分（1月から3月分、4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分）毎にとりまとめて、年4回公表する。

(公表方法)

第6条 公表は、管理運用法人のホームページに掲載することにより行う。

(規程の制定、変更及び改廃)

第7条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

(その他)

第8条 この規程により難しい場合には別途経営委員会において対応を定めるとともに、この規程を実施するために必要となる具体的事項については委員長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。